

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「一」(古代) 次のA・B二問に答えよ。

A 次の史料を読んで問いに答えよ。

- (1) 全文を読み下せ。
 (2) 全文を現代語に訳せ。
 (3) 本史料に記されていることについて、知るところを述べよ。

五月甲寅朔代

干勅鞍作鳥日朕欲興隆内典方将逮佛
 刹ハシメ肇求舍利時汝祖オアヤ父司馬達等便献舍
 利又於國無僧尼於是汝父多須那為橋
 豐日天皇出家恭敬佛法又汝姨ハハ嶋女初
 出家為諸尼導者以脩行オコサフ釋教令朕為ハハ尼
 丈六佛求好佛像汝之所獻佛本則合朕
 心又造佛像既訖不得入堂諸工人不能
 計以將破堂戸然汝不破戸而得入皆汝
 之功也即賜大仁位目以給近江國坂田
 郡水田廿町為鳥以此田為天皇作金剛
 寺是今謂南洲坂田尼寺

B 次の史料を読んで問いに答えよ。

- (一) 常用漢字を用いて、全文を読み下せ。
- (二) 全文を現代語に訳せ。
- (三) 本史料に記されていることについて、知るところを延べよ。

右換天年七年五月癸一日格係身し任理可代通宜一郡
 不得并用同姓如於世姓中元人可用者懂得用於少領已上
 以外惠停任但律部國造陸奥・近美郡を禰嶋郡等聽
 像先例者今被置長宣傳奉 勅一郡一人同姓尤多或身有
 勞効或才堪時務而拘格首不蒙選擢人々為憂莫甚於
 此宜改斯例像律令讀不得因此任請弟人自今以後凡為恒例
 弘仁九年三月廿九日

※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
 公益財団法人前田育徳会所蔵
 ※前田育徳会の許可無く画像を複製することを禁止する
 『類聚三代格』（八木書店、2005年）より複製

問「二」(中世) 次のA・B・C三問に答えよ。

- A (1) 左の史料の釈文を記せ。必要があれば校訂注を付して構わない。
 (2) 傍線部①②について、それぞれ知るところを述べよ。

別宮月讀下遷入奉申入付 辨如
 修や

十二月廿二日

入付 判

別宮月讀下遷入奉申入付 辨如
 修や

十二月廿二日

入付 判

送外宮使事 宣下いおゆ可致
 依り奉

二月一日

宣下いおゆ可致

御事 能職しる至令半々や

(中略)

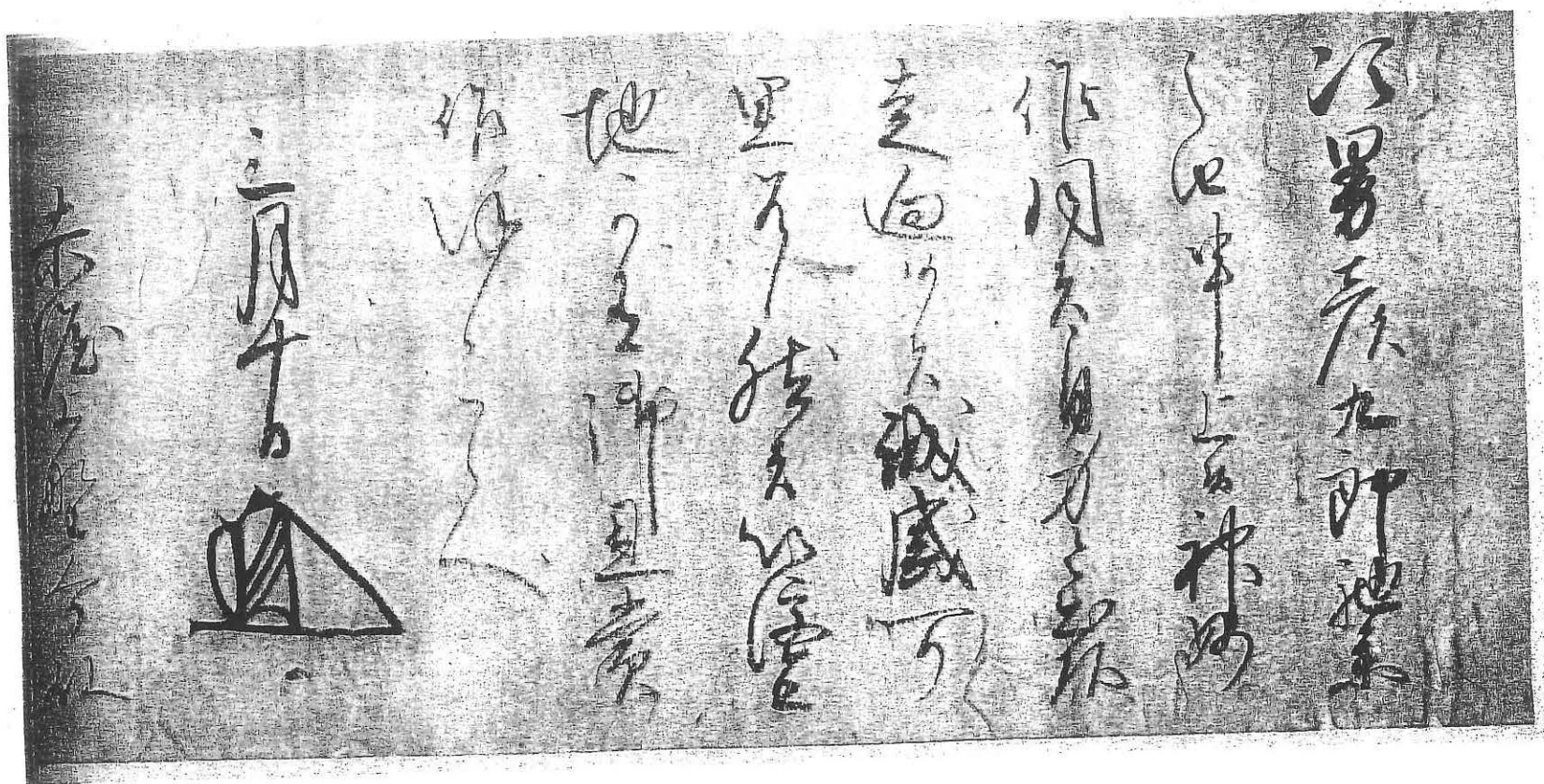
廿四日甲午天晴入夜新雨降今日大判奉 以代唐
 原史書傳合手給中事奉と事
 乙未年改元奉 觸中 以教書君た
 来廿方了是改元定例 うち致は及えぬや件
 乙未年 仲居下
 乙未年 判

来廿方了是改元定例 うち致は及えぬや件
 乙未年 仲居下
 乙未年 判

来廿方了是改元定例 うち致は及えぬや件
 乙未年 仲居下
 乙未年 判

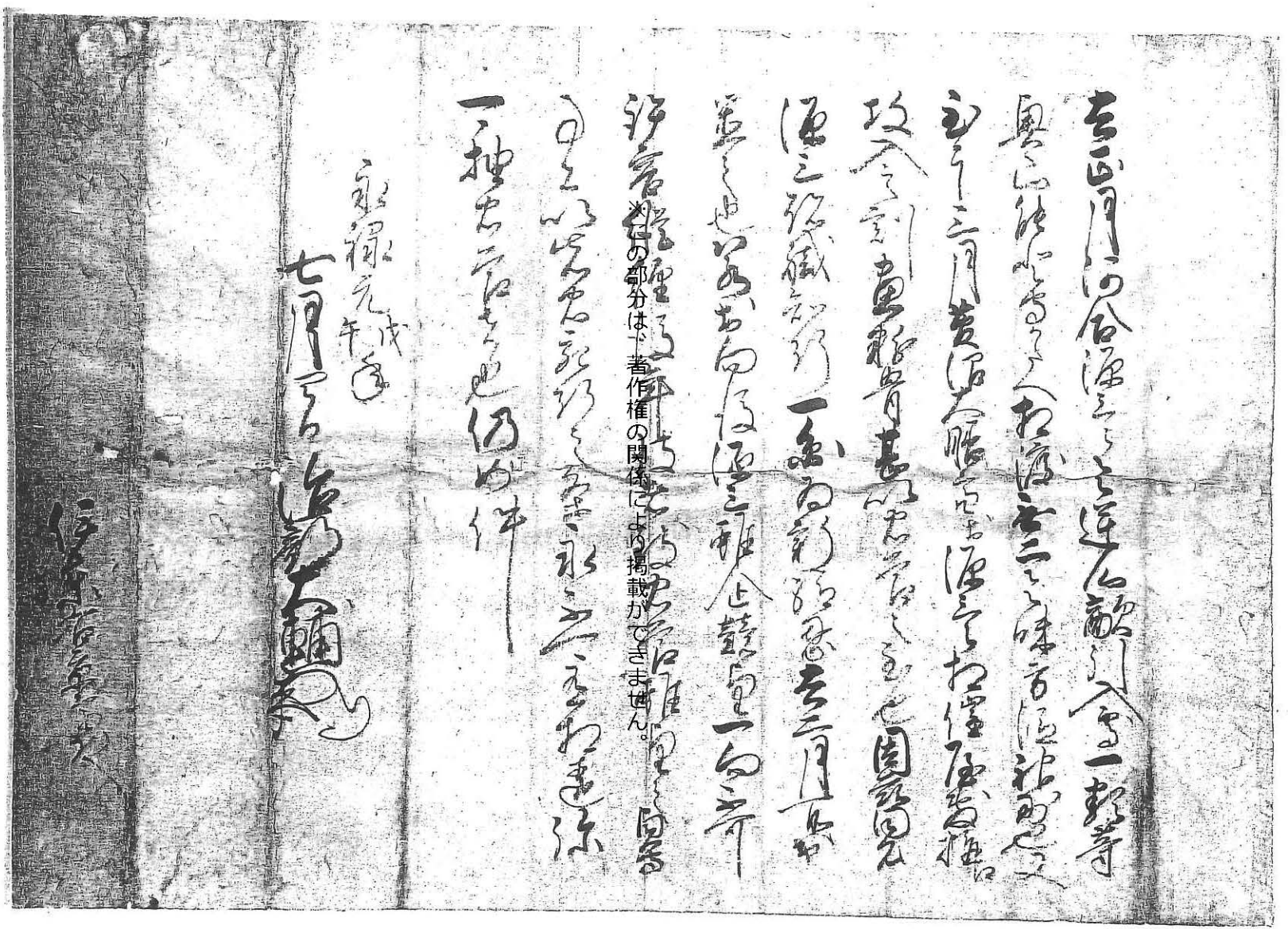
来廿方了是改元定例 うち致は及えぬや件
 乙未年 仲居下
 乙未年 判

B 左の史料の釈文を別紙解答用紙に記せ。



※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
※早稲田大学図書館所蔵

- C
- (1) 左の史料の釈文を別紙解答用紙に記せ。
- (2) 左の史料の内容を述べよ(字数は任意)。



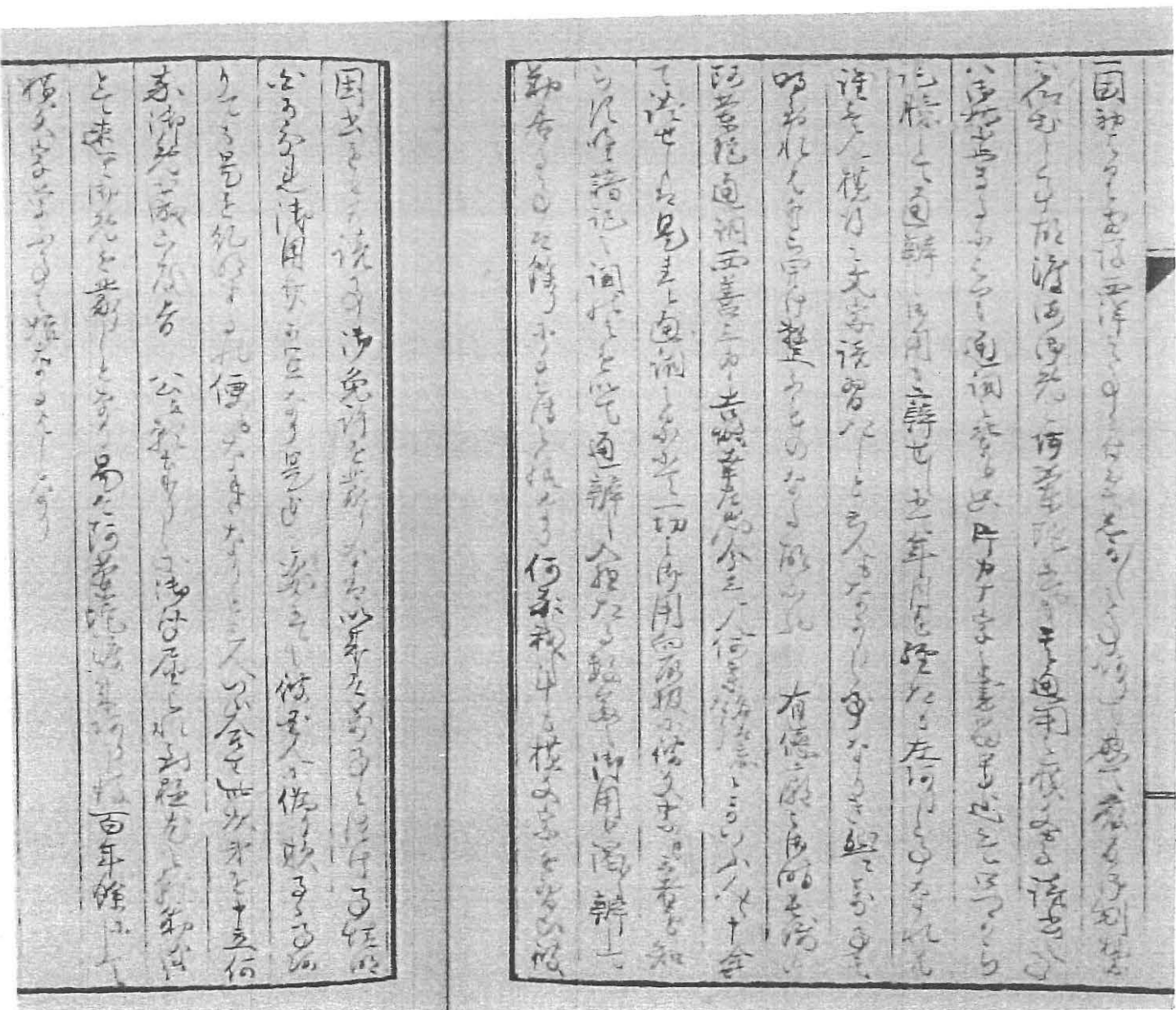
左の史料の釈文を別紙解答用紙に記せ。
 (2) 左の史料の内容を述べよ(字数は任意)。
 一 抽中なるも也仍内件

※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
 ※早稲田大学図書館所蔵

問「三」(近世) 次のA・B二問に答えよ。

A 左の史料は文化一二年(一八一五)、杉田玄白が著した「蘭学事始」(「蘭東事始」)を林洞海が写した写本の一部である。これを読んで設問に答えよ。

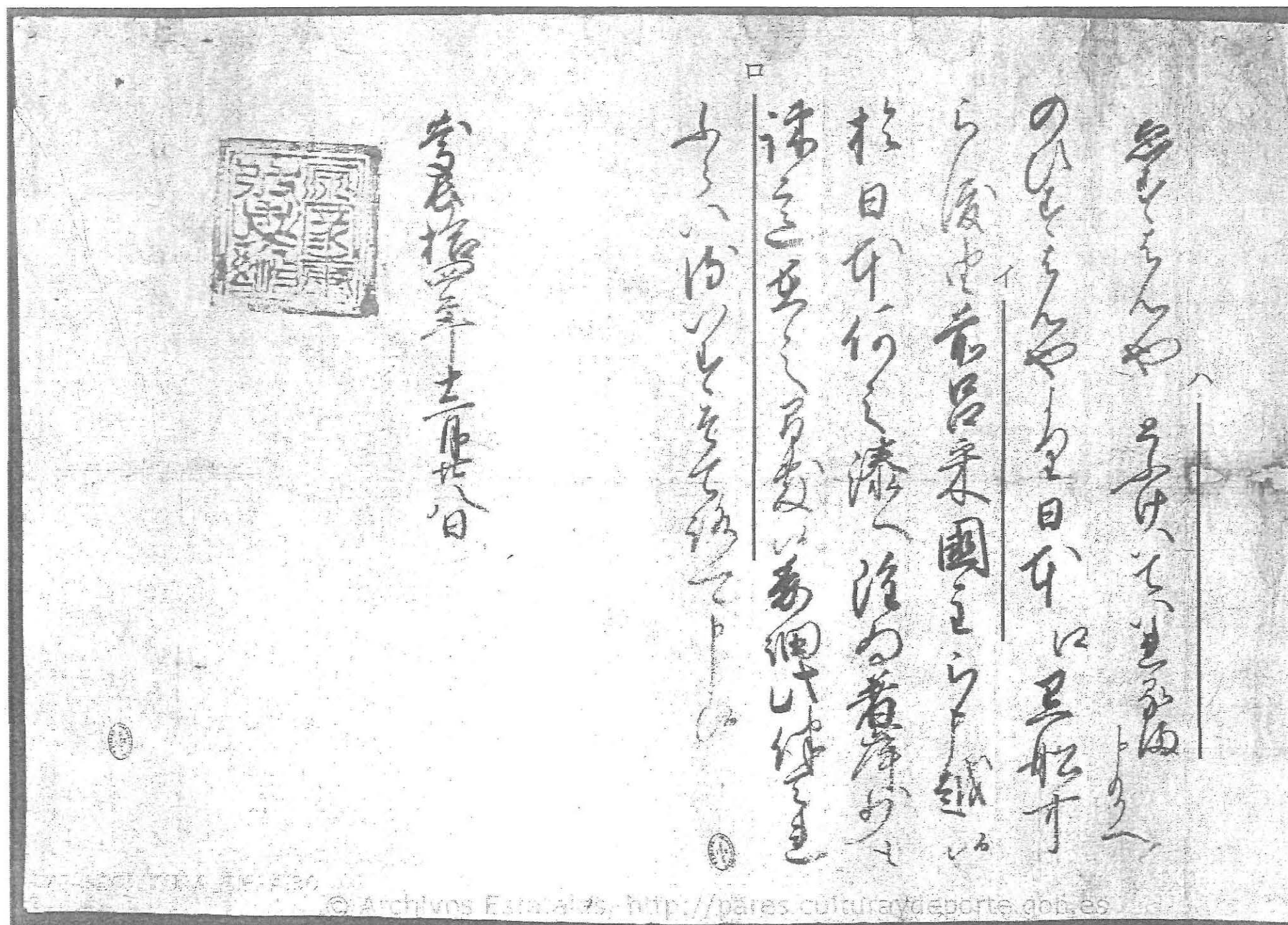
- (1) 左の史料を要約せよ。
- (2) 化政文化について、知るところを述べよ。



※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
 早稲田大学図書館所蔵

B 左の史料は、インディアス総合文書館 (Archivo General de Indias) が所蔵する朱印状である。これを読んで設問に答えよ。

- (1) 傍線部イについて、知るところを述べよ。
- (2) 傍線部ロは誰か。
- (3) 全体を現代日本語訳し、知るところを補足せよ。ただし傍線部ハについて解釈、解説する必要はない。

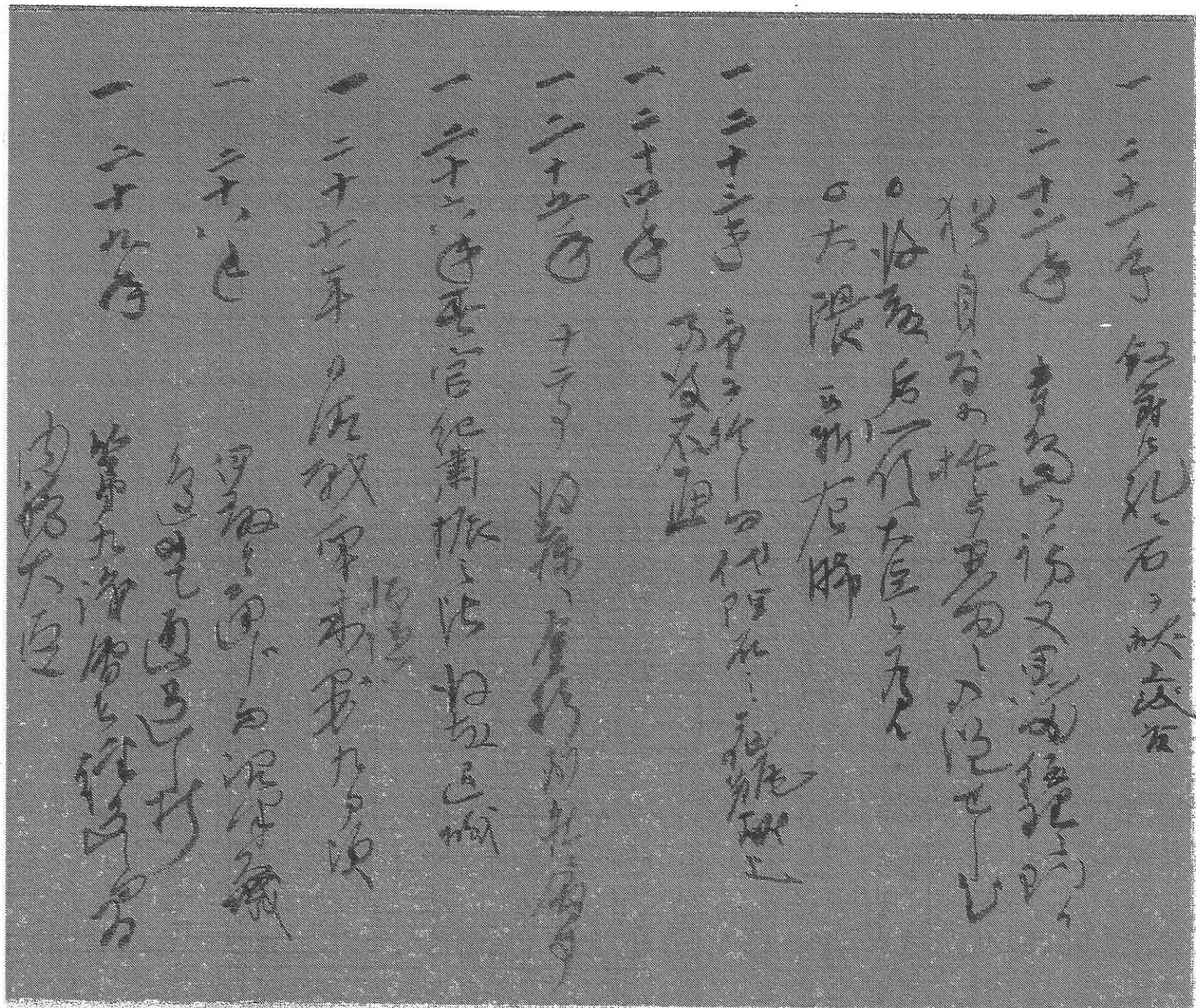


※WEB掲載に際し、以下のとおり出典を追記しております。
 Carta original del Universal Señor del Japon, Ieyasu Tokugawa (Minamoto Yeas),
 al duque de Lerma, 1610. Archivo General de Indias. ©MCD. ES.41091.AGI//MP-ESCRITURA_CIFRA,30.
<http://pares.mcu.es/ParesBusquedas20/catalogo/description/17833>

問四(近・現代) 次のA・B二問に答えよ。

A 次の史料を読み、設問に答えよ。

一 七年 日本が通商手続を改定し、
 一 八年 地方官の身分を定むる工
 一 九年 明治維新の成果を整理す
 一 十年 西郷から西郷の勢力を
 一 十一年 明治維新の成果を整理す
 一 十二年 片岡の放
 一 十三年 明治維新の成果を整理す
 一 十四年 明治維新の成果を整理す
 一 十五年 明治維新の成果を整理す
 一 十六年 明治維新の成果を整理す
 一 十七年 明治維新の成果を整理す
 一 十八年 明治維新の成果を整理す
 一 十九年 明治維新の成果を整理す
 一 二十年 明治維新の成果を整理す



※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
 早稲田大学図書館所蔵

- (1) この史料は、宮島誠一郎が、ある人物の履歴ならびにその人物との関係を記したものである。その人物とは誰か。
- (2) 「十四年」「十五年」の項目に書かれた内容を全文翻刻しなさい。
- (3) 「十五年より十六年の夏頃」の項目に書かれた出来事は、政治史的にどのような影響を及ぼしたか。一〇〇字程度で記述しなさい。
- (4) 「二十二年」の項目に書かれた内容を全文翻刻しなさい。
- (5) 「二十九年」の項目に書かれた大臣への就任の経緯、ならびにその人物を中心とする政治勢力のその後の成り行きについて、二〇〇字程度で説明しなさい。
- (6) 宮島誠一郎は詳細な日記を書き残しており、この史料はそれに附随するものであるが、こうした個人の日記を歴史的史料として使用する上ではどのようなことに注意すべきと考えるか。二〇〇字程度で記しなさい。

二〇二三年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【博士後期課程】

専門科目

日本史学コース

※解答は別紙（縦・横書）

〔B〕 次の史料を読み、設問に答えなさい。

※この部分は、著作権の関係により掲載できません。

※この部分は、著作権の関係により掲載できません。

- (1) 括弧Aの箇所を楷書で記しなさい。
- (2) 傍線aについて、一〇〇字程度で説明しなさい。
- (3) 傍線bの具体的な内容について、一〇〇字程度で説明しなさい。
- (4) 傍線cの具体的な内容について、二〇〇字程度で説明しなさい。
- (5) 史料の筆者の傍線dに対する姿勢と、彼が首相在任中に行った関連する政策について、三〇〇字程度で説明しなさい。

受験番号	
氏名	カナ
	漢字

この欄以外に受験番号、氏名を記入しないこと。
漢字氏名がない場合は、ひらがなで記入すること。

ここから記入すること

日本史学

※選択分野に○を
記入すること

- ・古代
- ・中世
- ・近世
- ・近現代

総 点

--

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(裏へ続く)

—ここから記入すること—

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——